

令和2年9月定例会 県土整備委員会（事前）

令和2年9月7日（月）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会します。（10時49分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第4号 食品衛生法施行条例の一部改正について
- 議案第5号 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 台風第10号について
- 職員の処分について
- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2）
- （一社）徳島新聞社が所有する「旧印刷センター」の譲渡に係る覚書の締結について（資料3）
- 「消費者庁新未来創造戦略本部」の開設について（資料4，4-1）
- 「徳島県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の制定について（資料5）

志田危機管理環境部長

危機管理環境部から、今定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の危機管理環境部の県土整備委員会説明資料により、御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における9月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり1億50万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で85億3,512万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明についてでございます。

まず、とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄、①のア、プッシュ型支援強化推進事業では、発災時に被災市町村の要請を待つことなく、県から積極的に避難所での感染防止対策に必要な支援物資を直接

送り届けるプッシュ型支援に要する経費として、2,000万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

安全衛生課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄、①のア、生活衛生関係営業継続応援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している飲食業や理・美容業等の生活衛生関係営業を守るために創設した生活衛生関係営業者応援給付金につきまして、令和2年9月1日までの申請期限を令和3年1月29日まで延長することに伴う経費として、8,000万円の補正をお願いしております。

また、②のア、令和2年7月豪雨被災者受入支援事業では、令和2年7月豪雨の被災者で、徳島県内の県営住宅等へ入居を予定している方に対しまして、入居までの宿泊に要する経費を負担するための経費として、50万円の補正をお願いしております。

4ページをお開きください。

その他の議案等としまして、条例案を2件提出しております。

まず、アの食品衛生法施行条例の一部改正についてでございます。

飲食店等の営業の施設の基準につきましては、これまで食品衛生法により、地方自治体の条例で定めることと規定されておりましたが、食品衛生法が改正され、国の省令で定める基準を参酌して定めることとされたところでございます。

今回の法律改正では、全国的な運用の平準化を図ることが趣旨であることから、本県の条例におきましても、営業の施設の基準は厚生労働省令で定める基準の例によることとしたものでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、イの徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正についてでございます。

これまで、本県におきましては、産地偽装の防止など、食品表示等の適正化を推進するため、全国に先駆け、鳴門わかめの加工業者など、食品衛生法の営業許可業種の対象とならない事業者を条例に基づく届出の対象とするとともに、県産表示食品にトレーサビリティ導入を義務付けるなど、食品表示施策を総合的に推進してまいりました。

この度、食品衛生法の改正により営業許可業種の見直し及び届出制度の創設が行われ、原則全ての食品等事業者が営業許可又は届出の対象となっておりますが、漁業者が鳴門わかめを出荷するために塩蔵する行為など、生産者による一次加工は対象外とされております。

このため、改正食品衛生法により対象外とされた加工業者への出荷を前提とした漁業者のワカメ塩蔵行為などについても、原料原産地表示の適正化を図るため、引き続き、条例の届出対象となるよう所要の整理を行ったものでございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際7点、御報告いたします。

まず、資料はございませんが、台風第10号について御報告させていただきます。

台風第10号の対応については、本県におきましても、昨日から厳重な警戒に当たっております。

本日午前9時時点で、県内11市町村に大雨警報、1町に洪水警報、5市町村に土砂災害警戒情報が発令されておりますが、現在のところ、人的被害及び住家被害は発生していない状況です。

引き続き、情報収集に努め被害が確認されましたら、関係部局と緊密に連携し、対応に万全を期してまいります。

続きまして、資料はございませんが、動物愛護管理センターの職員の処分について御報告させていただきます。

去る8月14日付けで、昨年度の光熱費等の支払事務について、正式な支払手続を行わずに自費で支払っていた職員を減給1月の処分といたしました。なお、各支払先に対しましては、県費からの正式な支払手続を行っているところでございます。

こうした事態を招きましたことについて、おわび申し上げますとともに、今後より一層職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

続きまして、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

6月定例会以降の動きについて、御説明いたします

7月22日の徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議におきましては、首都圏をはじめ、全国的に特に若い方を中心に感染が拡大する一方で、国によるGoToキャンペーンがスタートするなど、人の交流の活発化が予想されたことから、事業者版スマートライフ宣言により、事業者の皆様が実施する自主的な取組について宣言いただくこととしました。加えて、各業界団体におきまして、積極的に感染拡大予防に取り組んでいる会員店舗に対しまして、ガイドライン実践店舗として認定していただくことで、スマートライフを踏まえた経営スタイルを実践している事業者の皆様について、広く見える化を図ることとしたところでございます。

8月5日の対策本部会議におきましては、本県では初となるクラスターが発生し、更なる感染拡大が危惧されたことから、感染の広がりを抑え込むため、徹底的な疫学調査と封じ込め対策を実施しました。

また、本県の感染状況を踏まえ、8月6日より、とくしまアラート感染拡大注意を発動しました。

8月19日の対策本部会議におきましては、8月7日に開催された政府分科会において、感染状況の変化に応じた対策の実施に関する指標及び目安が示されたことから、本県においては、現行のとくしまアラートに新たな指標や講ずべき対策を組み込む形で改定を行うとともに、感染拡大注意・漸増のステージに移行しました。

8月24日の対策本部会議におきましては、歌唱を伴う飲食店においてクラスターが発生したことから、濃厚接触者等の洗い出しを行い、封じ込めに取り組むこととしました。

また、業界団体が示す感染拡大予防ガイドラインが徹底されていない店舗での感染が複数発生したことから、歌唱を伴う飲食店に対して文書を発出いたしました。加えて、8月28日からは、小松島市及び阿南市の歌唱を伴う飲食店、カラオケ喫茶に対して県職員と市職員による巡回を行い、感染防止に必要なチェックリスト等をお渡しするとともに、対策の徹底を要請したところでございます。

今後とも、全庁を挙げて感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

危機管理調整費の執行状況についてでございます。

8月21日の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加の案件につきまして、御説明させていただきます。

災害時の避難所としてのホテル、旅館等の活用につきましては、災害時に避難者を受け入れていただける宿泊事業者を対象に、受入れに必要な施設の改修等への助成を行い、3密を避けるための分散避難先となるホテル、旅館等の活用を推進いたします。

なお、補助申請の内訳は一覧表のとおりです。

続きまして、資料3を御覧ください。

一般社団法人徳島新聞社が所有する旧印刷センターの譲渡に係る覚書の締結についてでございます。

去る9月4日、徳島県と徳島新聞社の間で、徳島新聞社が所有する旧印刷センターの土地及び建物について、譲渡に係る覚書を締結いたしました。覚書では、土地及び建物を県に無償で譲渡するとともに、徳島新聞社が設備等の撤去を行った後、本年12月末までに徳島県に譲渡することといたしました。

今後は、災害時に全国からの支援物資の受入れ、配送等を行うための広域物資輸送拠点として活用してまいりたいと考えております。

また、平時においても、県民の皆様のご生活に役立つ施設として有効に利用することとし、ウイズコロナ時代を見据えた新しい生活様式を先取りするモデルケースとなるよう、民間から広くアイデアを募る設計コンペを実施することといたしております。

なお、設計コンペの後、詳細設計を経て、令和3年度中の着工を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、資料4を御覧ください。

消費者庁新未来創造戦略本部の開設についてでございます。

去る7月30日、本庁機能を有する恒常的拠点として、消費者庁新未来創造戦略本部が徳島県庁10階に開設されました。

戦略本部の組織体制といたしましては、消費者庁長官を本部長とし、現地を総括する戦略本部の次長として新たに審議官が置かれました。

取組内容といたしましては、モデルプロジェクトの展開では、徳島を実証フィールドとした先駆的な取組の試行や施策効果の検証等が実施され、国際消費者政策研究センターの設置では、デジタル化や高齢化等の社会情勢の変化による新しい課題等に関する消費者政策研究が実施されます。

また、この戦略本部の機能については、非常時のバックアップや働き方改革の拠点としても位置付けられております。

続きまして、資料5を御覧ください。

徳島県犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定についてでございます。

犯罪被害に遭われた方への支援については、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法により基本理念が定められ、地方公共団体においても、地域の状況に応じた適切な施策の実施についてその責務が明記されており、本県においても、これまで相談に係る体制整備や県民の皆様への啓発など取組を進めてまいりました。

今後、県議会の御論議も踏まえ、新たに条例を制定させていただき、犯罪被害者支援に対する県民意識の醸成を図るとともに、被害者に寄り添った支援を行うことで、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

条例の骨子案としましては、国の犯罪被害者等基本法に沿う形で基本理念や県、県民、事業者及び民間支援団体の責務について定める総則と基本的施策の二部構成としており、基本的施策につきましては、総合的な支援のための体制整備と計画策定、被害からの回復を図るための相談や情報提供、二次被害の防止、安全確保のための取組、居住や雇用の安定、県民や事業者の理解を深めるための啓発、人材の育成などの項目について盛り込みたいと考えております。

今後のスケジュールとしまして、今月中旬頃からパブリックコメントを実施し、11月定例会に条例案を提案させていただきたいと考えております。

報告は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

重清委員

最初に、台風第10号により被害に遭われました方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

資料2の2ページ目の新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の中で、災害時避難者受入機能強化緊急対策事業というのがあります。これは今8件だけ出てきているのですが、これ以外の市町村との協定状況はどうなっているのか。

昨日の台風報道を見ていたら、九州ではホテルや旅館を避難所にして満室になっているのです。今朝のテレビでも益城町では密になって並んで避難所に行っている。これではとてもじゃないけれど、新型コロナウイルス感染症対策としての対応ができていない。せっかくコロナ対応で事業を作るのであれば、早急に県民の方々がそこへ入れるようなシステムを作らなければ、今できていないのではないですか。

協定を結んだところで、どういう順番で入れるのか、高齢者の方々を優先にするのか、赤ちゃんがおるところを優先にするとか、いろんなことがあると思うのです。これはもう少しうまく利用してほしい。今まではG o T oキャンペーンを使って、県もどうかホテルを使ってほしいとあって応援割をしていたのですが、災害時には県が何か割引して助けられるようなシステムを作れないかなと思ったのです。

全県下のホテルとか旅館で、分散して安全に泊まれるところで、こういう対策をいろいろ考えてほしいのですが、県としてどこまで考えているのか、お伺いいたします。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ホテル、旅館の避難所としての受入れの協定を締結している施設についての御質問でござ

ございますが、避難所としてのホテル、旅館の活用については、県としても分散避難先として有効であるということから、早急に取り組む必要があると考えておりました、今年4月以降、ホテル、旅館等に対しまして、避難所としての受入れについて要請を行ってきたところでございます。

8月31日現在、今回申請のありました8件を含めまして、14件の施設が市町村と協定を締結したところでございます。

この施設につきましては、近隣の住民を含め高齢者や障がい者など、要配慮者の方々を対象に基本的には受け入れるという考えでございまして、災害時にはそういった方を優先的に受ける方向で進めております。

重清委員

具体的には14施設と提携していて、それで今まで使ったことはあるのですか。

昨日も261人ですか、避難所に避難した方の中でホテルを使った人がいるのですか。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

昨日の台風におきましては、県内で300名程度の避難者がおりましたけれども、その中ではホテル等の活用はございませんでした。

重清委員

九州の南側を通った昨日の台風でも、これだけの人数が避難したのですね。これがもしも四国のほうに来るときだったら、これの何十倍、何百倍の人が避難するのです。

これに対して、どういうふうにとったらいいのか、きちんとできているのかなど。ホテルをせっかく使うのですから、新型コロナウイルス感染症対策で密にならないようにするには、これが一番使えると思っているのです。今から施設を建てますというわけにはいかならないのですから、ある施設を有効に利用したらどうかなと思って、今日質問しているのですけれどね。

これは新型コロナウイルスの問題や台風だけでなしに、南海トラフ巨大地震も一緒なのです。何箇所も体育館などでいられないでしょう。せっかくコロナ対応で補助金を出して直しても、泊まらなければ何にもならないでしょう。

今回の九州のほうを見ていて思ったのですけれど、今から徳島のほうにも台風が来ますので、早急にそれに対する対応をしたらどうですか。体の悪い人や子供や赤ちゃんを抱えている家族とかを入れてあげたらどうですか。それに対してシステムができないのだったら、県がお金を出してあげたらどうですか。

それで、規則なり何なりを作ったらどうですか。今、市町村に作らせているけれども、県民は何も分からないですよ。そこらを一回考えて、応援割であれだけ出せるのだったら、この災害対応で出せないのですか、コロナ対応で出せないのですかという話をしている。どうなのですか、前向きに早急に検討していただけますか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、重清委員のほうから、特に今回の九州の台風の対応を見ると、事前に避難所

に行くのではなくてホテルをしっかり活用しているということでございますが、そういった事例が確かにありまして、それを有効に活用していたというのが今回の大きな教訓だったと思います。

これまで、災害時に最初から避難所としてホテルに行くというのは余りなくて、今回の協定においても、今のところは市町村もまずは指定避難所で、災害時にはホテルにお客さんもいないだろうということもありますので、そこが密になった場合に更なる分散避難としてホテルと連携して避難所にしていくという取組を今まで行ってきておりました。

ただ、今委員のおっしゃったように、早くからホテルも視野に入れてしっかり避難していくという場合には、当然一般の宿泊客もいらっしゃいますので、個人の負担がどうなるかといういろんな問題がありますので、県としてはまだそのあたりの課題を市町村と具体的に詰められていない状況でございます。

今後の台風シーズンも目前でございますので、せっかく巻いた協定がしっかり生かされるように、具体的な対応について、市町村ともいろいろな検討をしてみたいと考えております。

重清委員

今の避難所を見てくれたら、とてもじゃないけれど、そこには入れないでしょう。

私たちの町にもそういう所が1か所あります。そこでは50世帯、百何人をここへ来てくださいと。避難所の計画は全部そんな感じで作っているのです。あとは大体もう体育館ですという感じです。

それで密はどうなっているのだといえ、とてもじゃないけどできていないでしょう。ですから、海陽町だったらその中にテントを立てて、そこで避難しているのだけれども、窓も全部締め切ってもどうなるか分からない、もしも感染者がいたらうつる確率が高いという状況ですよ。

やっぱりこれは分散させないといけないということで、早め早めにしなければ、ここが一杯になったので次に行きましょうではもめますよ。ある程度は最初から決めておかなければ、問題が出てくると思いますので、早急に対応してほしいのです。

せっかくここにお金を掛けるのであれば、県民のために何かできないのかなと思ったのです。検討してくれますか。

それと、最後ですが、8月になって100人近く新型コロナウイルスの陽性者が出て、危機管理環境部と保健福祉部は大変苦労したと思います。

土曜日も日曜日もお盆もなしという状況を見たら、ちょっと労働意欲もオーバーしていると思うので、無理しないように一回考えて、体制を整えて、自分たちの健康管理に注意してください。

新型コロナウイルスが出た時に、職員に対してどういうふうに対応していくのかを考えておかなければ、これ以上また急に増えたり、秋になってインフルエンザと一緒に増えたりしたら、ちょっと職員がもちますかという状況だと思ったのです。

今までどおりではもたないなというのであれば、部長以下が考えないと、職員が新型コロナウイルスにかかっても大変になりますので、そこらを十分に考えて頑張っていたきたいと要望して終わります。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時12分)